

議案第 19 号

平成 30 年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計補正予算（第 2 号）案

平成 30 年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大 久 保 勝

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	物件移転等補償	11,000 千円